

令和8年第1回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和8年2月19日(木) 14時00分

○招集場所 見附市役所 大会議室

○会議に付した議件

議第1号 専決処分について(見附市物価高対応子育て応援手当支給実施要領の制定
について)

議第2号 見附市学校給食費等の徴収に関する条例の制定について

議第3号 見附市こども・子育て地域協議会条例の制定について

議第4号 見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

議第5号 見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

議第6号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議第7号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第8号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定について

議第9号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 見附市立へき地保育所設置条例を廃止する条例の制定について

議第11号 見附市立へき地保育所設置条例施行規則を廃止する規則の制定につい
て

議第12号 見附市こども・子育て地域協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について

議第13号 見附市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

議第14号 令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第15号 令和8年度見附市一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について

議第16号 重大事態に係る対処方針の決定について

議第17号 教職員（管理職）人事の内申について

○出席者（4名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	遠 藤 哲 也
こども課長	早 川 雅 美
まちづくり課長	遠 藤 拓 央
主幹兼こども課長補佐	橋 和 紀
教育総務課長補佐	武 石 明 彦

学校教育課長補佐 宮 田 雅 仁

こども課長補佐 矢 澤 明 美

副主幹兼総務管理係長 山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和8年第1回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者は4人、武田委員が欠席であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名をおこないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「12月市議会定例会一般質問について」を、教育部長より報告
願います。

教育部長

報告事項1「12月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、加藤議員、小坂井議員、関議員、馬場議員、信賀議員、樺澤議員、大坪議員、星野議員の8名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、加藤議員から「第6次総合計画について」質問がありました。

市内小中学校の暑さ対策・改善策については、要望の多い理科室・美術室等の特別教室において、全ての中学校に来年度の早いうちからエアコンを稼働できるように、補正予算を提出したことと、災害時に避難所となる体育館の空調整備を国の財源を活用しながら、計画的に進めていきたいと答弁いたしました。

また、放課後児童健全育成事業の課題と方向性については、ニーズに適切に対応できるように努めていくことと、保護者や運営団体の意見を聞きながら検討していきたいと答弁いたしました。

次に、小坂井議員から「学校給食無償化について」質問がありました。

国からの交付金について、支援額が少ないことによって給食の質や量が変わることではないということと、多子世帯補助金を中学校の学校給食費の財源に充てることについては、中学校についても国の責任において無償化が行われるべきと考えていることから、現段階で充当することは考えていないと答弁しました。

次に、関議員から「稲田市政、1期目の積み残しの課題の行方と、2期目のマニフェストの公表について」質問がありました。

学校統廃合についてのビジョンについては、11月に公表した学校適正配置計画案にあるように、将来的には中学校1校、小学校は4～6校に再編を進めていくことで、市民総がかりで共郷教育を大切にしたい一体感を育むことができる、見附の未来を託す子どもたちのことを考えた学校環境づくりを推進したいと答弁いたしました。

次に、馬場議員から「稲田市政2期目の市政運営の基本方針と公約の具体化について」質問がありました。

クマの生活圏に出没に対する通学の安全確保のためのバス通学については、緊急メール等による注意喚起と安全パトロールの実施に加え、関係機関に駆除を依頼する対応を図ることとしており、今後も状況に応じて安全確保の取り組み強化を進めていきたいと答弁いたしました。

次に、信賀議員から「同窓会による地域活性化について」と「パティオにいがたへの大型遊具の設置について」質問がありました。

学校統廃合同窓会については、同窓会は任意団体であることから、統廃合に向けた準備検討委員会において、同窓会をどうするか話合っていただくことになると答弁いたしました。

また、パティオにいがたへの大型遊具設置のアンケート結果については、公開は行っていないですが、公開できないものではないので市のホームページで公開を予定していると答弁しました。

次に、樺澤議員から「見附市学校適正配置計画（案）について」質問がありました。

学校施設の将来的な整備等の考えについては、学校適正配置計画案を基に具体的な整備手法を検討し、廃校となる校舎の利活用については、公共施設最適化の中で市全体の状況や地域の皆さんの意見を踏まえながら検討を行っていくと答弁しました。

次に、大坪議員から「学校統廃合に向けていじめ・不登校の現状と課題について」質問がありました。

学校統廃合はとても大きな変化ですが、こどもが安心して生活できる家庭や地域、学校に居場所があるといった根幹はこれまでと同様であり、「学校や家庭・地域の教育力を高めるチャンス」と捉え、こどもたちが主体的に挑戦し課題を乗り越え、安心して生活を送れるための支援体制を整えていきたいと答弁しました。

また、いじめに対しては積極的な認知や対応策について進めていくことと、不登校に対しては多様な教育機会を確保することが重要であると捉えていると答弁しました。

最後に、星野議員から「市長 2 期目の市政運営の基本方針と公約の具体化について」質問がありました。

令和 11 年度までに小中学校の再編をどこまですすめるかについては、学校適正配置計画案におけるスケジュールに沿って、統合に向けた様々な準備と必要な施設整備を行っていくと答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

小林委員

加藤議員の質問について、体育館の空調設備の設置は具体的な考えがあるのでしょうか。

教育部長

1 2月議会の中では具体的な話はしませんでした。3月の補正予算において国の補正予算内定をいただきましたので、まずは名木野小学校の体育館について協議させていただいています。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告2「学校給食の公会計化について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項2「学校給食の公会計化について」ご報告いたします。

令和8年4月から、市立学校の学校給食費について、各学校長が保護者から徴収し管理を行う「私会計」方式から、市の歳入・歳出予算に計上し、議会の議決を経た上で市が徴収・管理する「公会計」方式に移行します。学校給食費の公会計化をすることで、「教員の業務負担の軽減による教育の質の向上」「保護者の利便性の向上」「市の予算に計上することによる透明性の向上」の3つの効果が見込まれます。

公会計化に伴う条例の制定について、この後、議件として審議をお願いします。

また、食材価格の上昇が続く中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制などにより、献立内容を維持することが困難な状況となっています。このような状況から、引き続き児童生徒の心と体が大きく成長できるよう安全で安心な学校給食の提供を行うため、令和8年度給食費の改定を行う予定です。

改定額ですが、令和8年4月から提供する1食当たりの給食費を小学校・中学校とも25円値上げする予定です。これにより、1食当たりの給食費が小学校で34

0円から365円に、中学校で393円から418円となります。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「小・中・特別支援学校卒業式への臨席について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項3「小中特別支援学校卒業式への臨席について」ご報告いたします。

このことについて、来賓として教育委員会に卒業式への出席依頼がありましたので、「令和7年度卒業式日程及び市代表出席者名簿」にあります表のとおりとさせていただきますので、例年のとおりご対応をよろしくお願ひします。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告4、「見附市学校適正配置計画(案)に関する説明会について」を、教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項4(見附市学校適正配置計画案に関する説明会について)ご報告いたします。

11月に策定しました見附市学校適正配置計画案について、1月から2月にかけて

市内8か所で説明会を実施しましたので、概要について報告します。

各会場における参加人数は表のとおりとなりますが、合計で151人の方から参加いただきました。全体としては、計画案に賛成の意見が多かったと捉えています。

主な質疑は、通学手段、統合時の学用品について、統合後の校舎の利用について、小規模校の統合スケジュールの変更などでした。説明会での質疑応答はパブリックコメントと合わせて、公表する予定です。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告5、「見附市立和楽保育園の閉園について」を、こども課長より報告願います。

こども課長

報告事項5「見附市立和楽保育園の閉園について」説明いたします。本日配布いたしました資料をお願いします。

以前より教育委員会で報告をしておりましたが、見附市立和楽保育園は令和8年3月31日をもって閉園いたします。

本日配布させていただきました資料のとおり、これまでの歩みを振り返り、関係者への感謝の意を表するため、地域の方、園児の祖父母を対象とした「ありがとう会」と園児、保護者を対象とした「閉園式」を開催いたします。

ありがとう会については、3月18日（水）と3月19日（木）いずれも午前10時から10時30分。閉園式については3月27日（金）午前10時30分から同日開催の卒園式に引き続き開催させていただきます。会場はいずれも和楽保育園です。

参考ですが、現在の在園児は1歳児2名、2歳児1名、4歳児3名、5歳児2名の合計8名です。5歳児2名は小学校へ入学、他6名については他の園への入園転園が決まっております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告6、「中学校部活動地域展開に関する進捗状況について」を、まちづくり課長、学校教育課長より報告願います。

まちづくり課長

報告6の「中学校部活動地域展開に関する進捗状況等について」を報告いたします。

別紙の「見附市の各種目の進捗状況」をご参照ください。

まず、「現在の状況」についてですが、令和7年度に地域展開を開始した地域クラブ活動種目としましては、サッカー、陸上競技、女子バスケットボール、美術となります。

これまでに開始している地域クラブの参加者も含めると、令和7年度における全体の参加者数は、2月19日現在で、生徒数918人中、393名となり、割合としましては約43%の参加率となります。

「今後の見通し」についてですが、令和9年1月から、吹奏楽を集中開催方式で開始する予定です。科学工作は休日に部活動をおこなっておらず、平日しか活動していない、とのことですので、休日の部活動の受け皿である地域クラブは実施しないという整理しております。

残るは、男子バスケだけになるのですが、これにつきましては、まだ目途が立ってお

りません。今後、市内で活動されている、バスケットボールスポーツ少年団の方と打ち合わせを進めていきたいと考えております。

次に、「参加費」についてご説明いたします。

令和5年度から7年度までは、地域クラブに参加する市内生徒には減免措置を講じ、スポーツ安全保険料800円のみ徴収としておりましたが、令和8年8月以降は、減免措置を終了し、参加費を徴収する予定です。

参加費を徴収する理由としましては、2点あります。1つ目は、令和8年度から13年度に該当する改革実行期間における国の方針、参加費徴収の原則、を踏まえた対応を行う必要があること。2つ目は、周辺自治体の取り組み動向を考慮し、どの自治体においても、参加費を徴収する流れであることから判断したものです。

見附市における参加費の予定額ですが、現在のところ月額3,000円を考えております。この3,000円は、全種目同一の金額としますが、その他には、スポーツ安全保険料800円と、その種目毎に応じて発生する大会参加費やユニフォーム代などが、費用としてかかるものと考えております。

この月額3,000円の使い方ですが、月に4回活動するとして、年48回地域クラブの活動が実施されると想定して、その活動に従事する指導者への謝金として充当する計画です。

次に、「体験型講座」についてご説明します。

今年度、試験実施として見附駅前のミツケルを会場に、実施したところですが、結論から言うと、参加者は低調な結果となりました。部活動種目以外の、多様な体験の場として、市内のお店などと連携して、かき氷のシロップ作り、オリジナルネイルチップ制作、ヘアアレンジ体験など、珍しい体験ができるプログラムを実施したのですが、休日に駅前まで出かけてくる、というアクセスの困難さが、低調になった原因だと分析しています。

そのため、令和8年度は、各学校にまちづくり課から出向き、平日の放課後時間を活用して、体験型講座を実施することを計画しています。

概要としましては、年間で5回程度、平日の放課後時間に、学校の体育館や教室を会場として開催します。地元サークルの講師などと連携して、エンジョイ型スポーツや、クラフト、学び体験など、1回につき5～8種目程度のブースを用意して、自由に体験できるようにします。部活動種目とは違う、スポーツや文化活動の機会を提供し、生徒の「やりたいこと」を見つけるきっかけづくりとなり、地域の生涯学習活動の活性化へとつながることを期待しています。

学校教育課長

続いて、受益者負担に伴う低所得者対策についてご説明します。

低所得世帯の児童生徒でも安心して地域活動クラブに参加できる体制を整えるために、要保護、準要保護の認定を受けた家庭については、現在の就学援助制度に中学校クラブ活動費を追加し、国の援助基準と同額の3万150円を上限として援助する予定です。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

齋木委員

学校体験型講座について質問します。各学校や学年で異なると思いますが、参加者をどれだけ確保できるのか想定はありますか。部活動に入っている生徒は部活動の時間に開催してしまうと参加できないのですか。

まちづくり課長

今のところは、部活動が休みの日に、小学校でいうクラブ活動のような形で開催したいと考えています。地域のサークル講師などをお呼びしてたくさんの体験種目を用意し、

中学生が参加したくなるよう、学校と協力して準備を進めています。

齋木委員

つまり、対象はその中学校の全生徒ということでよいですか。

まちづくり課長

その通りです。

小倉委員

部活動が地域に移行することで月額3,000円の費用が発生し、親の負担も増え参加率が下がってしまわないか心配なのですが、現状の地域クラブでは参加者の声に変化はないのですか。

学校教育課長

部活動の参加率減少についてはこれからの動きで明言できませんが、我々の認識としては地域クラブは部活動の代替ではなく、地域の新たな動きだと捉えています。そのため、低所得者向けの対応も記載の通り考えていますし、学校も地域の一部ですので、連携を図ってスムーズに地域クラブへ参加できるよう取組を進めていくべきだと考えています。

まちづくり課長

「生徒の声」について補足いたします。既にいくつかの地域クラブが立ち上がっていますが、そこに参加している生徒は、より専門的な指導が受けられることに喜びを感じている生徒もいますし、自分の中学校にはない種目に取り組んでいるという生徒もいます。そういった面では、地域クラブで活動できることに良い効果を感じている生徒もいらっしゃいます。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

報告7、「市民プールの休館について」を、まちづくり課長、教育部長より報告願います。

まちづくり課長

報告7の、「市民プールの休館について」を報告いたします。

まず、市民プールの利用者数の推移ですが、過去10年間、平成28年度からの利用者数を表形式で示しています。表の下の考察をご覧ください。まず、名木野小学校と見附特別支援学校が、水泳授業で市民プールを利用するようになったのはコロナ禍明けの令和4年度からですが、令和4年度以降、団体利用による利用者数は一定の水準を維持しております。一方で、個人利用は、ずっと減少し続けている状況であり、令和7年度の個人利用利用者数は、コロナ禍の令和2年度よりも低い結果となっており、これが要因となり、合計利用者数は令和3年度よりも低い3,200人程度となりました。

また、最近では猛暑で、熱中症の危険性が高い場合は、プールの営業を止めざるを得なかったり、老朽化が原因で藻が発生しやすい状況であることから、週1回休館日を設けて、消毒作業が必要になったりと、営業可能日が減少してきている現状があります。

次に、市民プールの現状、老朽具合についてです。開館してから、55年程経過している施設ですので、様々な部分に不具合や老朽化が見られます。

最も深刻な不具合は、プール槽内、プールの底面の塗装の剥がれです。これまでは部分的に塗装を塗り重ねることで対応してきましたが、いよいよプール底面自体の老朽化が進み、デコボコやポロポロすることで、塗料が十分に密着しない状態となり、塗装をしても、すぐにポロポロと剥がれるようになってきたということです。施工業者からは、「塗装したとしても、すぐに剥がれてしまい、効果を保証できないため、仕

事は受けられない」と言われていますし、塗装が剥がれて浮遊するということは、水質の衛生面であったり、下地のFRPがむき出しになると、足を怪我する危険性が高まりますので、安全面の維持・確保が困難な状況となってしまいます。

これらのことを踏まえ、市としましては、次年度以降の対応として、①コロナ禍であった令和3年度の利用者数を下回るなど、個人利用利用者数が著しく減少してきていること、②老朽化が進み、安全に利用できる最低限レベルの修繕をすることも、約1億円程度の費用が必要となること、この2つの理由により、令和8年度は市民プールの営業を取り止め、休館することにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育部長

市民プールを授業で利用している名木野小学校および特別支援学校の、休館時の対策ですが、名木野小学校については、統廃合の計画もありますので、交流の一環ということで上北谷小学校のプールを利用する方向で調整しています。

特別支援学校については、小学部は幼児用プールを利用していましたが、簡易組み立て式プールで対応、中学部については民間施設を利用させていただこうと考えています。

名木野小学校の低学年についても、民間施設の利用を想定しています。上北谷小学校については、以前は見附第二小学校と合同で、上北谷小学校のプールを使って授業をしていましたが、見附第二小学校は見附小学校との統合の話が進んでいますので、見附小学校で合同授業を進められるよう調整しています。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問ございませんか。

小林委員

一度休館となると、再開はもう難しいという認識でよいですか。

まちづくり課長

ご認識の通りでございます。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

それでは、日程第3、議件に移ります。

議第1号「専決処分について（見附市物価高対応子育て応援手当支給実施要領の制定について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第1号 専決処分について説明します。

見附市物価高対応子育て応援手当支給実施要領の制定につきまして、専決第1号のとおり、令和8年1月28日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

見附市物価高対応子育て応援手当支給事業は、2025年11月に閣議決定された「総合経済対策」に基づき、長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、国が実施する一時的な給付金制度であり、0歳から高校生世代までのこどもを養育する家庭に対し、こども1人あたり2万円が支給される制度です。速やかに事業実施することで、子育て世帯の支援に繋げるため、令和6年12月市議会において追加議案として補正予算を提出し承認をいただきました。

事業の概要ですが、高校生以下のこどもを対象に、こども1人当たり2万円を児童

手当受給者である保護者に支給するものです。対象となるこどもは、平成19年4月2日から令和8年3月31日生まれの児童でありますので、これから生まれるこどもも対象となります。給付のスケジュールにつきましては、1月末に支給対象者へプッシュ型での事前通知を発送、2月末頃に初回の支給を行う予定であります。

公務員や新生児など申請が必要な支給対象者については、申請手続きが完了後、随時に支給するものいたします。

説明は以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第2号「見附市学校給食費等の徴収に関する条例の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

こども課長

議第2号「見附市学校給食費等の徴収に関する条例の制定について」を説明いたします。

条例制定の理由ですが、報告事項2で説明しましたとおり、市立学校の給食会計を公会計化するために必要なことについて定めるため、条例を制定するものです。

条文を説明いたします。まず、第1条では本条例の趣旨について、第2条は本条例の用いる用語の定義について規定しております。

第3条では、給食費の徴収について、第4条では、給食費の納入について、第5条は、給食費の減免について規定いたしました。

第6条でこの条例の施行に関して必要な事項は規則に定めるとしております。

附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に議第3号、「見附市子ども・子育て地域協議会条例の制定について」を議題とします。子ども課長に説明を求めます。

こども課長

議第3号「見附市子ども・子育て地域協議会条例の制定について」説明します。

初めに条例制定の理由ですが、現在こども基本法に基づき、市の施策検討の参考として意見聴取をする場であり、見附市こども・子育て地域協議会設置要綱で定めた協議会を設置しております。

こども課では、令和6年度に「見附市こども・子育てどまんなか条例」の制定、令和7年度からの見附市こども計画の策定をしまりました。

今後、こども・子育て地域協議会を、こども・子育て支援法に基づいた、合議体として位置付け、「見附市こども計画」の進捗状況の評価や、給付やこども・子育てに関わる様々な計画、施策などの調査・審議等、市民の権利義務に関わる事項について意見を求める場とし、協議会の役割自体が、益々重要となっていくことから、設置根拠を明確にし、透明性と制度的安定性を高めるため、こども・子育て地域協議会設置について、条例で定めるものです。

条文について説明します。

第1条で設置について、第2条で所掌事務について、第3条で組織について、第4条で協議会の委員の任期について、第5条で会長及び副会長について、第6条で会議について、第7条で意見の聴取等について、第8条で庶務は教育委員会こども課において処理するものと定め、第9条では、その他として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるとするものです。

附則におきまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとし、

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第4号、「見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第4号「見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての制定について」説明いたします。

はじめに、条例制定の理由ですが、こども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度より給付事業として位置づけられ、市町村において事業所の認可を行うほか、認可した事業所の確認を行うことが必要となります。

この条例は、確認を行ううえで事業者が守るべき運営上の基準を定めるために制定するものです。

令和7年内閣府令第95号「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を準拠・参酌し制定したものであります。

第1章は総則で、第1条ではこの条例の趣旨について、第2条はこの特定乳児等通園支援事業者の一般原則について、第2章は特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準で、第1節第3条で利用定員に関する基準利用、第2節第4条から第32条で運営に関する基準、第3章雑則では、第33条で、電磁的記録等について、規定し、第34条でこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしてい

ます。

附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第5号、「見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第5号「見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についての制定について」説明いたします。

はじめに、条例制定の理由ですが、こども・子育て支援法の改正により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和8年度より給付事業として位置づけられ、市町村が事業者の認可権者となります。

この条例は、令和7年内閣府令第1号「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を準拠・参酌し、設備及び運営の基準について定めるものです。

条文について説明します。

第1章は総則で、第1条から第19条で、この条例の趣旨や、基準、安全計画の策定、職員について、虐待等の禁止、苦情への対応等を定めています。

第2章 乳児等通園支援事業について、第1節通則で第20条において、乳児等通園支援事業の区分を、第2節第21条から第24条で、一般型乳児等通園支援事業の基準等を、第3節第25条、第26条で、余裕活用型乳児等通園支援事業の基準等を、第3章雑則、第27条で、電磁的記録等について規定し、第28条でこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしています。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第6号、「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第6号「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明します。

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例において、学校医等の報酬額を1校1人当たり年額現行の6万1,600円から6万3,000円に改めることとするものです。

これは、県の非常勤職員の条例の変更に合わせた増額によるものです。

本条例は、令和8年4月1日から適用するものとします。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第7号、「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第7号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部改正について」説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）の公布に伴い、虐待対応の強化として、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等を設けるものが謳われ、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項と第3項が新設されることから、同条を引用している箇所の表記の変更をするものです。

条文について説明します。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものであります。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第8号、「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第8号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明いたします。

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）および「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和7年9月16日内閣府令第82号）の公布に伴い、母子保健法に基づく健康診査の内容が、保育所等の健康診断の全部または一部に相当することが認められ、かつ、保育所等の長がその結果を把握するときは、保育所等での健康診断の全部または一部を行わないことができることとすることと追記されたことにより、条例を改正するものでございます。

条文について説明します。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、
第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、
第3条で利用対象者について同項に表を加え、家庭的保育事業等の利用乳幼児が園に

おける健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第9号、「見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第9号「見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明いたします。

議第7号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」で説明した内容と同様ではありますが、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）の公布に伴い、虐待対

応の強化（保育所等において虐待等の発見時の通報義務等を設けるもの）として、被措置児童等虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項と第3項が新設されることから、同条を引用している箇所の表記の変更するものです。

条文について説明します。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものです。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第10号、「見附市立へき地保育所設置条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第10号「見附市立へき地保育所設置条例の廃止の制定について」説明いたします。

令和8年3月31日をもって見附市立和楽保育園が閉園することに伴い、へき地保育所に該当する保育所がすべて閉園となることから、見附市立へき地保育所設置条例

を廃止するものです。

附則におきまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第11号、「見附市立へき地保育所設置条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第11号「見附市立へき地保育所設置条例施行規則の廃止の制定について」説明いたします。

先ほど説明いたしました、議第10号「見附市立へき地保育所設置条例の廃止の制定」に伴いまして、その条例施行規則であります、見附市立へき地保育所設置条例施行規則を廃止するものであります。

附則におきまして、この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第12号、「見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第12号「見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について」説明いたします。

先ほど説明いたしました、議第3号「見附市子ども・子育て地域協議会条例の制定」に伴い、従前の見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱を廃止するものでございます。

附則におきまして、この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第13号、「見附市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第13号「見附市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」ご説明いたします。

令和7年6月18日に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日から施行されることになりました。これにより、教育職員の教職調整額の引き上げとともに、長時間労働問題に対応し、業務の適正化を図るため、服務監督する教育委員会が、この計画を策定することが求められております。

先日開催された総合教育会議で仮案をご紹介させていただいたところでありますが、見附市内の全ての学校職員からの意見を取り入れながら、改めて本計画案をご審議いただくようお願いします。

なお、本計画に対する県教委義務教育課からの指導も踏まえ、毎年度重点的に取り組む内容を校長会と協議しながら決めることとしました。

また、本計画案については、こどもたちの健やかな成長と明るい未来をつくるため

に、必要に応じて毎年見直し、修正を行う予定です。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

小林委員

計画において毎年度求められるものは何がありますか。

学校教育課長

すべての学校の教職員の在校時間の報告が義務付けられています。最終目標としては、1か月の時間外在校時間が45時間以下を100%にする。そこに向かって様々な取組をしてほしいという国からの要望です。見附市の教育大綱にも同様の記載がありますので、市教育委員会としても取組を進めます。

小倉委員

人が欲しいと思っている学校が多いと思います。教員以外も業務を分担できる補助員を用意できればいいですが、市としても用意が難しいため市が業務の一部を請け負っているものと見受けますが、人員の補充はなかなか実施しがたいものなのでしょうか。

学校教育課長

まだ予算決定していないので明確には言えませんが、「校内教育支援センター」という、学校には来れるけどクラスには入れないような生徒を受け入れるための場所を開くための専任職員を用意したいと考え、予算要求しています。

ただ、全ての学校に用意は難しく、一部の学校を予定しています。

教 育 長

他に質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第14号、「令和7年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

こども課長、教育部長、学校教育課長に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

こども課長

こども課関係部分です。

3款民生費2項1目「放課後児童健全育成事業」65万円の増額は、国の令和7年度補正予算である地域こども・子育て支援事業における事業継続支援事業を活用し、物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的な事業運営を継続して提供できるように物品の購入等にかかる経費に対する補助を行うものです。

対象は放課後児童クラブで、1児童クラブ5万円を上限に13クラブ分65万円の増額をお願いするものです。

財源としましては、国のこども・子育て支援交付金によるもので、補助率は国3分の1、県3分の1であり、残りの3分の1については、一般財源を充てるものです。

3款民生費2項2目「公立保育所運営事業」については、3月補正要求として作成したところでしたが、大雪により急を要するものであることから、令和7年度予備費から支出することとなりましたので、この要求書を取り消すことといたしました。

3款民生費2項2目「認定こども園・小規模保育施設運営事業」9,185万4千

円の増額は、公定価格の改定、利用児童数の増加によるものでございます。

利用児童数の増加は、令和6年度新たに、開園した認定こども園の入園数の増によるところが要因と考えられます。

3款民生費2項4目「児童手当等交付事業」5,648万円の減額は、支給対象児童数が見込みよりも少なかったためです。

3款民生費2項7目「物価高対策子育て応援手当支給事業」140万円の減額は、令和7年度予算で支給する対象児童数の見込みが少なくなったため、減額補正するものでございます。なお、減額した70人分の給付金140万円は、令和8年度予算にて計上する見込みでございます。

こども課は以上となります。

教育部長

続きまして、教育総務課分についてご説明します。

10款2項1目、小学校施設管理費4億8,487万円の増額であります。令和7年度の国の補正予算に採択されたため、令和8年度に実施予定としていた名木野小学校体育館の空調設備工事請負費2億7,271万7千円と、新潟小学校のFF暖房機更新工事、上北谷小学校のGHPエアコン更新工事請負費3,781万8千円の増額と、葛巻小学校と今町小学校のLED工事請負費1億6,883万1千円、合計で4億8,487万円の増額をお願いするものであります。

10款3項1目、中学校施設管理費1億3,994万4千円の増額であります。令和7年度の国の補正予算採択されたため、令和8年度に実施予定としていた見附中学校の空調設備工事請負費1,036万8千円と、見附中学校と西中学校のLED工事請負費1億2,957万6千円、合計で1億3,994万4千円の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

学校教育課長

続きまして、学校教育課分についてご説明します。

はじめに、就学援助補助事業についてご説明します。

本事業について、予算要求時の見込み積算人数に比べ、実際の認定者数が少なかったことにより、小学校は305万8千円、中学校は143万3千円の減額となりました。

続いて、教育用コンピュータ設置事業については、GIGAスクール端末購入費について、入札請差により単価が減となったことにより、小学校では1,333万7千円、中学校では760万6千円の減額となります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第15号、「令和8年度見附市一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。

教育部長、学校教育課長、こども課長に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

教育部長

議第15号「令和8年度一般会計予算案(教育関係)に関する意見の聴取について」を説明いたします。

「1. 教育関係予算規模」ですが、民生費が「75億4,848万5千円」となり、前年度比「4億6,455万5千円、率にして6.6%」の増となっております。教育費は「19億3,980万円」となり、前年度比「9億6,005万円、率にして33.1%」の減となっております。

減額の主な理由は、名木野小学校長寿命化工事に係る工事請負費の減によるものであります。

「2. 教育関係の主要施策」については、主要施策ごとに教育総務課、学校教育課、こども課の順に説明させていただきます。

それでは、教育総務課から説明をいたします。

(1) 選ばれる子育て教育環境づくりを進めます。主要施策「地域と連携した教育の充実を図ります」。小学生中学生の学校給食費補助を拡充に4,379万2千円を計上しました

国の給食費負担軽減事業の実施に伴い、国基準額を超過する分を市負担とし小学校給食費を完全無償化します。中学生については給食費2か月分に相当する15,000円を補助するとともに、多子世帯補助についても継続いたします。

(2) こどものたくましく生きていく「生きる力」を育成します。主要施策「教職員がこどもと向き合う時間の確保を図ります」。学校給食費の公会計化に2億3,200万円を計上しました

各学校で管理を行ってきた私会計となっていた市立学校の給食会計を市の一般会計で管理を行う公会計に移行し歳入歳出に2億3,200万円をそれぞれ計上します。

(3) 時代に即した学びの環境の整備をすすめます。主要施策「充実した学びの教

育環境の整備をすすめます」。学校再配置に対応したこども等の通学移動手段の検討委託料に1, 233万1千円を計上しました。

担当課は都市環境課になりますが、令和7年度内の策定が予定される学校適正配置計画に対応した児童・生徒の通学をはじめとした市全体の移動手段のありかたについて、公共交通、市や地域など所有する交通手段などあらゆる手段を念頭に検討を行うとともに、併せて地域公共交通計画の改訂作業を行います。

主要施策「安全かつ快適な教育環境の整備をすすめます」。名木野小学校長寿命化改修工事及び避難所機能の強化のための空調整備工事に5億3, 079万円を計上しました

長寿命化改良工事について名木野小学校の校舎棟に続き、令和8年度に屋内体育館の改良工事に着手するとともに、指定避難所機能の強化を目指してエアコンの空調整備を併せて実施します。また、学校再編を見据えて計画的に特別教室と屋内体育館の空調整備を検討します。

特別支援学校と名木野小学校を結ぶ渡り廊下の建築に5, 245万7千円を計上しました

見附特別支援学校の教室不足を解消するため、名木野小学校校舎棟の長寿命化改良工事の際に一時的に使用した普通教室棟を特別支援学校側の校舎棟として使用するため、渡り廊下を新たに建設します。

以上でございます。

学校教育課長

学校教育課の令和8年度事業の概要をご説明いたします。

「(2) こどものたくましく生きていく「生きる力」を育成します」について、主要施策見附の未来を見据えたこどもの育成を図りますの中で、2点説明します。

1点目は、チャレンジ精神や想像力を育み、各校独自の取組をより発展させていく

ために、みつけJobチャレ教育を一層推進していくよう予算を拡大し、67万6千円を計上しています。

2点目は、新規として、学習支援や相談支援を行う校内教育支援センター支援員の配置に244万7千円計上しています。児童生徒の居場所や学習環境を確保するのを目的として、教員やスクールカウンセラーと連携しながら、児童生徒が自分のペースで生活や学習ができるよう支援していきます。

続いて、時代に即した学びの環境づくりに取り組みますの中で、主要施策こどもたち一人ひとりの可能性を開花させる教育や教育環境の充実を図りますについて、来年度医療的ケアが必要な児童の入学が予定されており、学校看護師の配置を増員します。その増員分として、586万1千円を計上しています。

以上となります。

こども課長

それでは、こども課から教育関係予算の主要施策について説明させていただきます。

(1) 選ばれる子育て教育環境づくりを進めます。主要施策「働きながら育てられる環境整備を進めます」では、「社会福祉法人すみれ福祉会 園舎の改修」1億8,115万7千円につきまして、「社会福祉法人すみれ福祉会」より、現在の園庭と園庭に隣接する土地に園舎の建て替えをしたい旨、協議の申し出がありました。

現園舎は、築40年となり老朽化が進み、災害等の影響で陥没しているところがあります。また、長岡保健所から給食室の動線や床のドライ化などの指導を受けている状況です。

市内18園ある園の中でも多くのこどもが在園しており、こどもたちの健やかな成長のため、安心安全な環境で保育を実施し、民間の力を活用し市の保育環境の充実を図ることが期待できることから、補助を行うものです。

なお、財源として、国交付金が1億2,077万1千円、市の負担は、6,038万6千円となる見込みです。

「放課後児童クラブの充実」433万3千円につきましては、新潟県放課後児童クラブ等支援交付金を活用し、放課後児童クラブが実施する様々な体験活動事業及び長期休暇時の昼食提供事業の補助を行い、児童及び保護者への支援を図るものです。

「誰でも通園制度の実施」93万6千円は、2歳までの未就園児を対象に、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため就労要件を問わずに、時間単位で保育園や認定こども園を利用できるようにするものです。見附市では令和6年度から試行的実施として実施しておりましたが、令和8年度より国の制度として実施します。

「施設修繕（エアコン設置）」278万5千円は、公立保育園の保育室等のエアコン入替を行い、安全安心な保育環境の整備を行うものです。

「公認心理師を通年配置」819万円は、こども家庭センターにおける児童虐待対応等の強化のために、増加する特定妊婦や児童虐待ケース支援について助言・コンサルテーションが実施できる専任の「公認心理師」を通年で配置します。

「多機能子育て支援拠点施設の整備支援」6,281万2千円は、市内で見附みどりこども園を運営している団体が、閉店した和食料理店の建物及び土地を取得し、改修工事を行った後に、多機能型の子育て支援拠点を新たに整備したい旨の申し出がありました。当該施設は、一つの拠点で、相談、交流、預かり、放課後児童クラブの実施など複数の機能を提供または連携して実施することで、より専門性と利便性を高めた運営を予定しています。現在、市内には既存の子育て支援拠点を設置していますが、本件は本市の子育て支援体制の強化に資するものと期待できることから、整備費用の支援を行うものです。

6,281万2千円のうち、財源について、それぞれの事業について面積按分によ

り、事業費が確定次第、国県からの交付額は変更となる見込みではありますが令和8年度の予算としては

国交付金が3,920万7千円、県の負担442万7千円、市の負担は、1,917万8千円の見込みです。

(2) こどものたくましく生きていく「生きる力」を育成します。主要施策「見附の未来も見据えたこどもの育成を図ります」では、妊婦に対するRSワクチンが新規に定期接種化ですが、RSワクチンを原因とする乳児の肺炎等の重症化を予防するため、妊婦へ定期接種の勧奨、啓発、費用助成を行います。こども課の事業は以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

教 育 長

次に、議第16号「重大事態に係る対処方針の決定について」と議第17号「教職員（管理職）人事の内申について」の2件を議題とします。

議第16号につきましては、関係者のプライバシー等個人情報を多く含むことから、見附市教育委員会会議規則第9条により、本議案の審査は「非公開」とするほか、議

第17号につきましては、令和8年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、この2件の議題の審議は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案の審査は、非公開により進めることといたします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第16号、議第17号の審議が終了しましたので、議事録の調整をお願いします。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和8年第1回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時35分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子